



【発信日】令和3年9月27日

【問い合わせ先】

大野市役所（結とびあ1階 1番窓口）

教育委員会事務局こども支援課 加藤、眞柄

電話 0779-64-5140 内線 4144

令和4年度保育所等利用申込のデジタル化について ～来庁不要・オンラインで完結します～

保護者・企業・保育所等の利便性を向上するとともに、行政の事務効率化により、住民にとって真に必要な業務に重点的に取り組むため、令和4年度の保育所等の利用申込を基本的にオンラインで受け付けます。

なお、利用申込がオンラインで完結し、かつ、基本的にオンラインで受け付けることとするのは、県内では大野市が初めてとなります。（本日時点）

記

- 1 対象 令和4年4月以降に保育所・認定こども園を利用する方の申込
受付開始：令和3年10月1日（金）※継続申込を含む
- 2 申込方法 (1) 希望する施設を見学
(2) 保育の必要な理由を示す書類を手配
※例えば就労証明書の場合、勤務先の人事担当者等に作成依頼
(3) 「福井県電子申請サービス」を利用してオンラインで申込
※各種書類は、スマートフォン等で撮影して添付可能
PDFファイル等をアップロードすることでも添付可能
- 3 ポイント ▼保護者の負担軽減
 - ・市役所窓口での面接を廃止
 - ・就労証明書の押印廃止により、電子媒体で送受信が可能に▼企業等の負担軽減
 - ・就労証明書の証明印を完全に廃止し、電子媒体で作成・送信可能に
 - ・国の標準的な就労証明書様式を導入▼保育所・認定こども園等の負担軽減
 - ・各園が担っていた在園児の継続申込の集計作業が不要に▼市の負担軽減
 - ・窓口対応、書類審査、入所選考（利用調整）の省力化
- 4 その他 放課後児童クラブの利用申込についても、同様にオンライン申込を基本とする予定です。（令和4年1月を予定）
- 5 資料 別紙のとおり



新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活様式の変化を背景に、**保護者、企業、保育所等の利便性を向上するとともに、行政の事務効率化により、住民にとって真に必要な業務に重点的に取り組むため、保育所等の利用申込受付を原則オンラインで行うこととする。**

※オンライン申込が困難な方については引き続き紙媒体の申込を受け付ける。

オンライン手続きの利便性確保のため、就労証明書における**企業等の証明印を廃止**するとともに、**国の標準様式を導入**する。
あわせて、児童数の減少により**形骸化している市役所窓口の面接を廃止**する。 ※各施設における面接は引き続き実施

放課後児童クラブにおいても同様の対応を行う。

【保育所等】 令和3年9月	各園に周知	【児童クラブ】 令和3年10月	新1年生向け説明会
令和3年10月～11月	令和4年度利用申込期間	令和4年1月	令和4年度利用申込開始
※12月以降は随時募集			

市の計画・方針においてオンライン化推進を明記
第六次大野市総合計画、行政改革推進プラン、電子自治体推進指針

国の計画・方針においてオンライン化推進を明記
・骨太の方針2021 ・デジタル・ガバメント実行計画

令和2年度以降の大野市の取組
手続の押印廃止（申請書・請求書など）
子ども医療費助成※などのオンライン手続きの普及
※令和3年度新規申請（出生時）の48%がオンライン申請

保育所等利用に係る他市町村の動き
・長野県塩尻市：令和3年度申込の約96%がオンライン
・証明印廃止市町村：無条件 約10%、条件付き 約17%

大野市における保育所等利用申込のオンライン化

- ①国の標準的な証明書様式を導入
- ②企業等の証明印を完全に廃止
- ③形骸化した市役所面接を廃止
- ④手続きの原則オンライン化

関係者の利便性を向上

- ・企業等の証明書作成負担を軽減
- ・証明書の電子的作成・電子的交付を促進
（育休中も自宅で受領可能に）
- ・転入予定者の市外からの申込みの利便性向上
- ・保護者の来庁の不要化

就労証明書作成

申込

利用調整～決定

企業の作成負担

保護者の来庁負担

園・市の集計負担

保護者の面接負担

アナログ



証明印廃止
電子的に作成・配付

オンライン申込
来庁不要

集計の負担軽減・迅速化
園の集計作業不要

面接廃止
来庁不要

デジタル



※市役所の面接を廃止。
各園の面接は引き続き実施

▼第六次大野市総合計画 (令和3年2月策定)

- ・ 申請などの手続きのオンライン化を推進
- ・ 成果指標 電子申請が可能となった行政続きの件数 R元年度現状 33件 令和7年度目標 63件

▼大野市行政改革推進プラン2021 (令和3年3月策定)

- ・ 市民や事業者が行う70%以上の手続きを、オンラインで申請できるようにする。(令和4年度目標55%以上)

▼大野市電子自治体推進指針 (令和2年7月全部改訂)

- ・ 行政手続きのオンライン化を推進し、市民に対するワンストップサービスの充実を図る

▼経済財政運営と改革の基本方針2021 (骨太の方針) (令和3年6月閣議決定)

- ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」に従い行政のデジタル化を強力に推進する。
- ・ オンライン化されていない行政手続きの大部分を、5年以内にできるものから速やかにオンライン化し、オンライン化済みのものは利用率を大胆に引き上げる。

▼デジタル・ガバメント実行計画 (令和2年12月閣議決定)

- ・ 国の行政手続きの原則オンライン化

▼就労証明書の標準的な様式の改定について (令和3年7月5日 府子本第782号内閣府通知・子保発0705第1号厚労省通知)

- ・ (標準的様式について) 市区町村において、積極的な活用をお願いする。
- ・ 保育所等入所に係る手続き等についてオンライン化を検討するとともに、押印を求めないようお願いする。